

## 海洋政策文化学科総合型選抜（第1次選抜）「小論文」解答例

### 問1 【解答例】

返礼品や手続きや広告などに関わる経費を事業者に支払い、その分は税本来の使用ができなくなること。 (47字)

### 問2 【解答例】

都会で豊かな財源がある自治体の都市部の住民が、現住自治体でムダづかいされているであろうと考える住民税の一部を、人口減と経済縮小、地域の持続可能性に喘ぐ地域の自治体を寄付先として選択し、支援することができるとされるが、ふるさと納税は都市部の住民だけが利用できる制度ではなく、利用者が「ムダ」と感じた事業が減額されるとは限らず、税が移動した自治体で有効に使われるとも限らない。 (186字)

### 問3 【解答例】

社会における税とは、自分たちに必要不可欠なものを自分たちの資源であがなうためのしくみであり、地方自治体は納められた税金でもって地域独自の課題にとりくみ、地域における市民の生活に必要不可欠な基盤を整備する役割がある。ところが、「ふるさと納税」というしくみでは、返礼品の選好という強い偏りのある「人気」による配分となってしまい、公平性は担保されない。しかも、「ふるさと納税」ではその約半分が返礼品や委託費などの税外流出をともなうしくみになっており、事業者への利益分配が構造化され、それを縮小することが困難になる。そのために税金が不足してしまった自治体においては、必要不可欠であった何かをとりやめなければならなくなる。地域経済の活性化や消費の喚起などを「大義」として、個人の消費を税で賄うしくみとなってしまっていて、税の本来のあり方からすれば、正当化することはできないと考えられる。 (388字)